

佐中発第519号  
平成24年12月4日

各 位

佐賀県中小企業団体中央会  
会 長 内 田 健  
( 公 印 省 略 )

### 若年者雇用促進緊急事業協力事業所の追加募集について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、佐賀県の委託を受けて「平成24年度若年者雇用促進緊急事業」を実施しているところですが、この度本事業の協力事業所の追加募集をすることになりました。

本事業は、29歳以下の若年求職者（以下、「研修生」という。）を県内企業において一定期間雇用し、職場実習（OJT）や関係団体などでのOFF-JTを組み合わせ、就職に必要な知識、技能を習得させ、正社員としての就職に結びつけようとするものです。

研修生の雇用の受け入れ及び研修を実施しようとする県内企業が作成する事業計画に基づき、当該企業と本会との間で再委託契約を締結し、研修生の雇用に係る給料等（給料、通勤手当、社会保険料の事業主負担額）、研修のための諸費用の全額（ただし、経費により上限額を設定）を委託費としてお支払いします。

つきましては、本事業の活用について傘下組合員にご周知くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細については当会職員がご説明に伺いますので、お問い合わせください。

※事業利用申込書等の様式は、本会ホームページ上で公開しておりますのでご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

佐賀県中小企業団体中央会  
労働部（担当：栗山、山田）  
TEL 0952-23-4598  
FAX 0952-29-6580

# 若年者雇用促進緊急事業の協力事業所募集

## ■若年者雇用促進緊急事業とは？

29 歳以下の若年求職者の方を県内の事業所に一定期間雇用してもらい就職に必要な知識、技能を習得し正社員を目指す事業です。佐賀県からの委託を受けて佐賀県中小企業団体中央会が実施しています。平成 24 年度は 40 名を超える若年者が協力事業所に雇用されました。

## ■事業の内容は？

29 歳以下の若年求職者を平成 25 年 3 月 31 日までの間雇用し、あらかじめ作成した事業計画に基づき、OJT、OFF-JT を実施していただきます。事業所に対しては、雇用に係る給料等（基本給、通勤手当、賞与、社会保険料の事業主負担額）にくわえて、研修のための諸費用（ただし、経費により上限額を設定）を委託費としてお支払いするものです。

## ■協力事業所になるためには？

1. 所定の様式により佐賀県中小企業団体中央会へ事業の利用をお申し込みください
2. 所定の様式により事業計画書、支出額計画書を作成してください
3. 求人申込書を管轄ハローワークに提出してください

※事業計画書、支出額計画書、求人申込書の作成については、佐賀県中小企業団体中央会が支援します。

## ■雇入りに関して条件はありますか？

1. 同じような事業で「若年技能者育成促進事業」がありますが、過去に「若年者雇用促進緊急事業」と「若年技能者育成促進事業」の両事業を通じて 2 名以上の研修生を採用し、雇用契約満了後更新をしていない事業所は対象になりません。
- 2 雇用期間は、平成 25 年 3 月 31 日で一旦終了します。
- 3 雇用期間中は、社内の研修等を通じて正社員として必要な知識や技能が修得できるよう御指導をお願いします。また、本事業による雇用期間満了後は、正社員登用または雇用契約の更新をお願いします。

※くわしいことは下記までお問い合わせください

〒840-0831 佐賀市松原 1-2-35 佐賀商工会館 3 階

**佐賀県中小企業団体中央会 労働部**

TEL : 0952-23-4598 FAX : 0952-29-6580

(担当: 栗山 E-Mail yoshiko@alle.or.jp 山田 E-Mail yamada@alle.or.jp)

〒840-0826 佐賀市白山 1 丁目 2 番 13 号 諸永ビル 2 階 2-4 号

**佐賀県中小企業団体中央会 若年者雇用促進緊急事業推進室**

TEL : 0952-37-9081 FAX : 0952-37-9087

(別紙)

若年者雇用促進緊急事業による委託費に含まれる費用

(協力事業所)

区 分	委託費に含まれる費用	委託費として認められない費用
研修生人件費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>基本給</u> (原則、当該事業所の規定によるが、中小企業団体中央会において上限額を設定する)</li><li>・ <u>賞与</u></li><li>・ 通勤手当</li><li>・ 社会保険料、労働保険、雇用保険料など事業主が負担すべき費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 残業手当など、左記以外の諸手当</li><li>・ 所得税や社会保険料自己負担分など、自己負担すべき費用</li><li>・ 親睦会費、旅行積立</li><li>・ 福利厚生費</li></ul>
研修に係る初度的経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ユニフォーム、安全靴など研修に必要な初度費用 (ただし、1人につき1万円を限度)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 名刺印刷代</li></ul>
OJT 費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導員人件費 (ただし、1人につき月5万円を限度)</li><li>・ テキスト代</li><li>・ 研修に必要な機器レンタル代 (研修生に係るものに限る)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ OJT に係る材料費</li><li>・ OJT 以外の事業所の業務に係る諸費用</li><li>・ 備品購入費</li><li>・ 雇用契約や研修計画作成のためのコピー代等の費用</li></ul>
OFF-JT 費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業団体中央会が開催する集合研修 (受講料なし) に参加するための旅費、テキスト代</li><li>・ 中小企業団体中央会が認める外部研修、資格取得に参加するための旅費、テキスト代、受講料、技能検定等受験料</li></ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 面接など雇用契約までに係る費用</li></ul>

平成24年度若年者雇用促進緊急事業 申込書

平成 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

事業所名

代表者名

㊟

平成24年度若年者雇用促進緊急事業を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 事業所所在地

2 業種名

3 採用予定職種

4 採用予定人数

5 従業員数

6 加入保険の状況

7 企業概要

事業の概要：

設立または創業年： 年 資本金 円

TEL： FAX：

消費税の取り扱い（①～③のいずれかに○印） ①課税 ②簡易課税 ③免税